

広島県動物愛護センター犬・猫譲渡要領

(趣旨)

第1条 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第35条及び狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条及び犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置（平成18年環境省告示第26号）に基づき、広島県動物愛護センター（以下「センター」という。）に収容された犬又は猫を譲渡することに関し、必要な事項を定める。

(対象動物)

第2条 譲渡の対象動物は、センター管内において、動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項及び第3項の規定により引き取った犬又は猫、同法第36条第2項の規定により収容した犬又は猫及び狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項で抑留した犬で、広島県動物愛護センター所長（以下「所長」という。）が定める次項の譲渡動物選定基準に該当するものとする。

2 譲渡動物選定基準は以下のとおりとする。

- (1) 離乳済みであるもの。
- (2) 視診、触診、その他必要な検査で健康と判断されるもの。
- (3) 人及び社会に順応性があると判断されるもの。
- (4) 攻撃性のないもの。
- (5) (1)～(4)には該当しないが、獣医師や飼育技術を持つ者、かつ、新たな飼い主を探す活動を行っている者等が一時飼育することにより、問題が改善する可能性があると、センターが判断するもの。
- (6) その他所長が認める動物。

(譲渡対象者)

第3条 譲渡の対象者は、動物の飼育を希望する者（以下「飼育希望者」とする。）、又は新たな飼い主を探す活動を行っている団体又は個人（以下「団体等」という。）であり、次項の譲渡対象者基準を満たす者とする。ただし、団体等については、第7条に基づき登録を受けた者とする。なお、登録は飼育施設の所在地ごとに行う。

2 譲渡対象者基準は以下のとおりとする。

(1) 飼育希望者

ア 譲渡動物を適切に飼養できる知識を有し、以下のいずれかを満たすこと。

(ア) センターで譲渡前講習会を受講した成人である者。

(イ) 所長が譲渡動物を適切に飼養できると個別に判断した者。

イ 愛護誓約書の内容を遵守できる者であること。

ウ 飼育にあたり、同居人全員の同意が得られていること。

- エ 飼育希望者が 65 歳以上の場合は、飼育ができなくなったときに備え、預けられる人を事前に見つけていること。
- オ 動物を適正に飼育できる環境であること。
- カ 飼育場所が集合住宅あるいは借家の場合、動物の飼育が承認されていること。
- キ 現に飼育している犬・猫に関する事項
 - (ア) 他に同種の動物を飼育していない者を優先とする。
 - (イ) 現に犬を飼育している場合には、狂犬病予防法に基づき犬の登録及び狂犬病予防注射を受けていること。また、不妊・去勢手術を実施していること。
 - (ウ) 現に猫を飼育している場合には、屋内で飼育していること。また、不妊・去勢手術を実施していること。
- ク 上記のほか、所長が必要と認める要件を満たしていること。

(2) 団体等

- ア 広島県の譲渡事業に協力し、新たな飼い主探しを活動として行う者であること。
- イ 動物愛護精神の高揚及び適正飼育の普及啓発を目的として活動を行うこと。
- ウ 他法令及び条例等を遵守していること。
- エ 個人活動家の場合は申請者が、団体の場合は代表者又は責任者が、センターの実施する譲渡前講習会を受講していること。
- オ 第 7 条第 7 項に記す団体等の遵守事項の遵守を誓約できること。
- カ 飼育にあたり、関係者全員の同意が得られていること。
- キ 第二種動物取扱業の基準に準じた、動物を適正飼育できる施設を保有していること。
- ク 現に飼育している犬・猫に関する事項
 - (ア) 現に犬を飼育している場合には、不妊・去勢手術等による繁殖制限措置を実施していること。
 - (イ) 現に猫を飼育している場合には、屋内で飼育していること。また、不妊・去勢手術等による繁殖制限措置を実施していること。
- ケ これまでに周辺地域から動物の飼育に起因した苦情等（糞尿、鳴き声、悪臭、放し飼い等）が発生していない、または、すでに対策済みであり現時点で問題は解決していること。
- コ 動物の飼育管理にあたって十分な職員数が確保されており、適切に飼育・保管されていること。
- サ これまでの保護・譲渡活動や、動物愛護センター等から引出した犬猫の譲渡が、適切に推進されていること。
- シ これまでの動物愛護活動において、苦情や問題等が発生していない、または、すでに解決済みであること。

ス 上記のほか、所長が必要と認める要件を満たしていること。

(譲渡前講習会)

第4条 所長は、譲渡を受けようとする者を対象に譲渡前講習会（別表1）を開催することとする。

- 2 譲渡前講習会を受講する者は譲渡前講習会受講票（様式第1-1）を提出し、身分証明書を提示するものとする。
- 3 所長は、譲渡前講習会修了者に対し譲渡前講習会受講済証（様式第1-2）を交付する。

(譲渡)

第5条 飼育希望者への動物の譲渡は1頭とする。ただし、不妊去勢手術済猫の複数譲渡を希望する場合に限り、飼育環境確認後に複数頭の譲渡を受けることができることとする。

- 2 犬の譲渡を受けようとする者は、犬の譲渡申請及び愛護誓約書（様式第2）を提出し、身分証明書を提示のうえ、譲渡前講習会受講済証を提出するものとする。ただし、所長が譲渡動物を適切に飼養できると個別に判断した者については、犬の譲渡申請書及び愛護誓約書の提出のみとする。
- 3 猫の譲渡を受けようとする者は、猫の譲渡申請及び愛護誓約書（様式第3）を提出し、身分証明書を提示のうえ、譲渡前講習会受講済証を提出するものとする。ただし、所長が譲渡動物を適切に飼養できると個別に判断した者については、猫の譲渡申請書及び愛護誓約書の提出のみとする。
- 4 譲渡を受けようとする者が65歳以上の場合は、上記に加え、「譲渡された動物の飼育を継続することに関する同意書」（様式第2-3）を提出するものとし、センターは必要に応じて同意者に確認をとることとする。
- 5 譲渡を受けようとする者が団体等である場合は、犬及び猫の譲渡申請及び愛護誓約書（様式第2-2）を提出するものとする。
- 6 譲渡を受けようとする者は、安全に飼養施設まで譲渡動物を搬送できる道具を持参し、譲渡動物をセンターに引き取りに来ることとする。
- 7 譲渡に係る費用は無料とする。
- 8 迷子疑いの犬及び猫については、広島県動物愛護センター迷子犬・猫の譲渡実施要領に基づき譲渡するものとする。
- 9 所有権放棄犬及び猫については、広島県動物愛護センター所有権放棄犬・猫の譲渡実施要領に基づき実施するものとする。
- 10 飼育希望者への譲渡時にセンターはマイクロチップを装着することとし、犬及び猫の譲渡を受けた者は環境省が指定した登録機関に登録（マイクロチップを事前に装着し既に登録してある場合は所有者の変更登録）するものとする。

(譲渡後の指導及び調査)

第6条 所長は、犬又は猫の譲渡を受けた者に対して譲渡動物の適正飼育について指導するとともに、必要に応じて、譲渡後の飼育管理状況等について、調査を行うものとする。

(団体等に関する事項)

第7条 登録を受けようとする団体等は、団体等譲渡登録申請書(様式第4)を提出するものとする。なお、添付書類として、個人活動家の場合は、活動報告書、動物の飼育場所の見取図を提出すること。また、団体等に関する文書を所長の求めに応じて提出すること。団体の場合は、規約又は定款、活動報告書、動物の飼育場所の見取図を提出すること。また、団体等に関する文書を所長の求めに応じて提出すること。

2 所長は、譲渡対象者基準への適合について審査し、必要に応じて調査を行う。なお、センターの管轄外にある団体等については、管轄自治体と連携して調査を行うものとする。

3 審査の結果、譲渡対象者基準に適合すると認められる場合は、登録簿に登録する。基準に適合しない場合、登録は行わないものとする。

4 一度に多頭数の譲渡申請及び愛護誓約書、譲渡報告書を届け出る場合は、記載事項の個体情報について別表又は電子データで提出することができる。

5 団体等は登録申請の内容に変更があった場合は、速やかに譲渡登録内容変更届出書(様式第5)により届け出なければならない。

6 団体等は活動を廃止した場合は、速やかに団体等活動廃止届出書(様式第6)により届け出なければならない。

7 団体等は、以下に記す団体等の遵守事項に掲げる内容を遵守しなければならない。

(1) 譲渡動物及び飼育施設の管理

ア センターから譲渡を受けた犬及び猫は、台帳等により個体記録を管理すること。

イ センターから譲り受けた犬及び猫が、新たな飼い主が決定する以前に死亡した場合は、速やかに届け出ること。

ウ 動物が心身ともに健康で暮らせるよう管理すること。

エ 飼育頭数は飼育施設の規模及び飼育する人の数に見合った頭数とし、繁殖制限処置を行うこと。

オ 動物が病気になった場合は、獣医師の診察を受けさせること。

カ 飼育施設・設備の清掃・消毒を定期的実施し、周辺住民の生活環境が損なわれる事態を生じさせないこと。また、動物を逸走させないこと。

キ 周辺住民から苦情があった場合は、センターに報告すること。

ク 成犬の譲渡を受けた場合、譲渡を受けた日から30日以内に、犬の登録及び狂犬病予防注射を実施し、センターに報告すること。

ケ 子犬の譲渡を受けた場合、推定年齢で生後 90 日を経過した日から 30 日以内に犬の登録及び狂犬病予防注射を実施し、センターに報告すること。

コ 猫の譲渡を受けた場合、室内で飼い、外に放さないこと。

(2) 新たな飼い主への譲渡

ア 新たな飼い主を決定する場合は、広島県動物愛護センター犬・猫譲渡要領第 3-2 の (1) の譲渡対象者基準（又はこれに準じた基準）に適合することを条件とすること。

イ 新たな飼い主に対して、狂犬病予防法に基づき犬の登録を受け、鑑札を犬に着ける（又は、相当するマイクロチップの装着及び登録）ことが必要であることを説明し、適切な期間の後（子犬は生後 90 日を経過した日から 30 日以内、成犬は譲渡後 30 日以内）、実行されているか確認すること。

ウ 新たな飼い主に対して、毎年犬に狂犬病予防注射を受けさせ、注射済票を犬に着けさせることが必要であることを説明し、適切な期間の後、実行されているか確認すること。

エ 新たな飼い主に対して、犬猫を放し飼いにしないよう説明すること。

オ 新たな飼い主に対して、不妊去勢手術の必要性を説明し、しかるべき期間の後、実行されているか確認すること。また、係留飼育、所有者明示の必要性、終生愛情と責任を持ち飼育する等の適正飼育について説明すること。

カ 新たな飼い主に対して、マイクロチップ装着の必要性について説明し、マイクロチップ装着及び登録されているかを確認すること。

キ 新たな飼い主が決まった場合は、速やかに動物愛護センターに譲渡報告書（様式第 7）を提出すること。また、ウ～カの事項が実施されたことを確認後は、センターに報告すること。報告頭数が複数頭となる場合は、譲渡報告書 2～9 の内容を一覧等により報告できるものとする。なお、譲渡報告書中の個人情報を中心としてセンターに提供することについては、文書による承諾を得ること。

(3) その他

ア センターが実施する指導及び調査等に協力すること。

イ 広島県の譲渡事業に誤解を招く又は支障をきたす行為は行わないこと。

ウ その他、所長の定めた事項に従うこと。

(団体等の調査)

第 8 条 所長は、登録を受けた団体等の飼育施設等に立入し、団体等の遵守事項の遵守状況等について調査を行うこととする。なお、センターの管轄外に飼育施設のある団体等については、管轄自治体と連携して調査を行うものとする。

(ホームページへの記載)

第9条 団体等は、希望によりセンターのホームページ上に、広島県の協力団体としてホームページのアドレス及び連絡先を掲載することができる。

(登録の取消)

第10条 所長は、団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、登録の取消を行うことができる。

- (1) 譲渡対象者基準に適合しなくなったとき。
- (2) 遵守事項を遵守していないと認めたとき。
- (3) 1年以上センターから譲渡を受けていないとき（当該期間中に幼齢犬猫の預託実績のある場合を除く）。

附 則

この要領は、平成 22 年 11 月 24 日から施行する。

附 則 1

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 2

この要領は、平成 31 年 1 月 4 日から施行する。

附 則 3

この要領は、令和 2 年 10 月 7 日から施行する。

附 則 4

この要領は、令和 4 年 5 月 31 日から施行する。

附 則 5

この要領は、令和 6 年 8 月 10 日から施行する。

譲渡前講習会の内容

1 犬の譲渡前講習会

- (1) 動物の愛護及び管理に関する法律について
- (2) 狂犬病予防法について
- (3) 広島県動物愛護管理条例について
- (4) 動物由来感染症について
- (5) 動物の適正飼育等について

2 猫の譲渡前講習会

- (1) 動物の愛護及び管理に関する法律について
- (2) 広島県動物愛護管理条例について
- (3) 動物由来感染症について
- (4) 動物の適正飼育等について